

令和6年 第4回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第149号

令和6年第4回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年11月22日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和6年12月3日
2. 場 所 まんのう町役場議場

令和6年第4回まんのう町議会定例会会議録（第4号）

令和6年12月17日（火曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 15名

1番 真 鍋 泰二郎	2番 石 崎 保 彦
3番 鈴 木 崇 容	4番 常 包 恵
5番 京 兼 愛 子	6番 竹 林 昌 秀
7番 川 西 米希子	8番 合 田 正 夫
9番 三 好 郁 雄	10番 白 川 正 樹
11番 白 川 皆 男	12番 松 下 一 美
13番 大 西 豊	14番 川 原 茂 行
15番 大 西 樹	

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

13番 大 西 豊	14番 川 原 茂 行
-----------	-------------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 平 田 友 彦 議会事務局長補佐 横 関 智 之

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義	副 町 長 長 森 正 志
教 育 長 井 上 勝 之	総 務 課 長 朝 倉 智 基

企画政策課長	鈴木正俊	地域振興課長	河野正法
税務課長	黒木正人	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長	池下尚治	健康増進課長	松本学
農林課長	藤原道広	建設土地改良課長	川原涼二
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	國廣美紀
琴南支所長	柴坂学	仲南支所長	小縣茂
学校教育課長	平田浩二	生涯学習課長	末久誠

○大西樹議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、平田友彦君。

○平田議会事務局長 御報告申し上げます。

各常任委員長より、会議規則第77条の規定に基づく付託審査報告書の提出がありました。

次に、各常任委員長並びに議会運営委員長より、会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書の提出がありました。

以上で、議会報告を終わります。

○大西樹議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○大西樹議長 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、松下一美君。

○松下一美議会運営委員長 それでは、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

12月16日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、執行部同席の下、議会運営委員会の委員全員が出席し、本定例会最終日の日程等について慎重に審議いたしましたので、その結果を御報告いたします。

それでは、お手元に配付されております議事日程第4号を御覧ください。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 付託案件の委員長報告 教育民生常任委員長

日程第4 付託案件の委員長報告 建設経済常任委員長

日程第5 付託案件の委員長報告 総務常任委員長

日程第6 議案第2号 まんのう町課設置条例の一部改正について

日程第7 議案第8号 まんのう町道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法に関する条例の一部改正について

日程第8 議案第9号 まんのう町公民館条例の一部改正について

日程第9 議案第11号 令和6年度まんのう町一般会計補正予算（案）第4号

日程第10 議案第12号 令和6年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1号

日程第11 議案第13号 令和6年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第1号

日程第12 議案第14号 令和6年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号

日程第13 議案第15号 令和6年度まんのう町下水道事業会計補正予算（案）第1号

日程第14 閉会中の継続調査について

以上の日程とすることで意見の一致を見、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

日程第2 会議録署名議員の指名

○大西樹議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、13番、大西豊君、14番、川原茂行君を指名します。

日程第3 付託案件の委員長報告（教育民生常任委員長）

○大西樹議長 日程第3、付託案件の委員長報告の件を議題とします。

教育民生常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、石崎保彦君。

○石崎保彦教育民生常任委員長 おはようございます。教育民生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る12月6日に全員協議会室におきまして、委員全員、議長、執行部出席の下、教育民生常任委員会を公開にて開催いたしました。

12月定例会本会議におきまして、当委員会に付託された案件は、議案第9号、議案第1

2号、議案第13号、議案第14号の4件であります。

執行部より詳細な説明があり、審査を行いましたので、御報告申し上げます。

まず、議案第9号 まんのう町公民館条例の一部改正について、執行部より、四条公民館の多目的ホールと琴南公民館の大ホールの使用料に1時間単位の料金体系を追加し、琴南公民館については、大ホール以外の部屋を他の公民館と同額の使用料に統一するとの説明がありました。

委員より、琴南公民館大ホールに設置されている移動観覧席について質疑があり、執行部より、移動観覧席は保守点検料や修繕料が高額なため、今後も大ホールを使用する場合は移動観覧席を使用せず、会議用の椅子を使用していただくとの答弁がありました。

委員より、施設を使用する際に、準備や片づけに要する時間は使用時間に含めるのかとの質疑があり、執行部より、準備や片づけの時間も使用時間に含むので、予約に際しては注意してほしいとの答弁がありました。

委員より、料金改正について、社会教育委員会や公民館運営審議委員会における質疑等について質疑があり、執行部より、料金改正に関する質疑は特になかったとの答弁がありました。

次に、議案第12号 令和6年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1号では、執行部より、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,666万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億9,666万1,000円とする。また、直営診療施設勘定内科の歳入歳出それぞれ140万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,460万円とするとの説明がありました。

次に、議案第13号 令和6年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第1号について、執行部より、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,111万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,111万3,000円とするとの説明がありました。

次に、議案第14号 令和6年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号について、執行部より、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,162万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億6,562万7,000円とするとの説明がありました。

以上、3件については、特に質疑等はありませんでした。

以上が、議案審査等の主な質疑や答弁の報告です。

なお、いずれの案件も討論はありませんでした。

それでは、付託された案件について、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第9号 まんのう町公民館条例の一部改正について、全会一致で可。議案第12号 令和6年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1号、全会一致で可。議案第13号 令和6年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第1号、全会一

致で可。議案第14号 令和6年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告とさせていただきます。

最後に、閉会中の継続調査を議長に申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、教育民生常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

日程第4 付託案件の委員長報告（建設経済常任委員長）

○大西樹議長 日程第4、付託案件の委員長報告の件を議題とします。

建設経済常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、鈴木崇容君。

○鈴木崇容建設経済常任委員長 建設経済常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る12月9日、全員協議会室におきまして、委員全員、議長、執行部出席の下、建設経済常任委員会を公開にて開催いたしました。

12月定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第8号、議案第15号の2件であります。

執行部より詳細な説明があり、審査を行いましたので、御報告申し上げます。

まず、議案第8号 まんのう町道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法に関する条例の一部改正について、執行部より、国土交通省の自転車に関する道路構造令の改正に伴い、本条例を改正するものである。主な内容は、車道部に1.5メートル以上の自転車通行帯を設置し、自転車関連の交通事故数の減少などを図るものである。なお、1日当たり4,000台以上の通行量がある道路が対象となるとの説明がありました。

委員より、自転車通行帯の設置が必要となる町道と交通事故について質疑があり、執行部より、国土交通省の自転車に関する道路構造令上では、自転車通行帯の設置対象となる町道はないと推測している。しかし、現状との乖離はあると感じているとの答弁がありました。

委員より、歩道がない町道の取扱いについて質疑があり、執行部より、歩道がない場合は、歩道と自転車通行帯及び車道の幅員が確保できるように道路を拡幅するとの答弁がありました。

委員より、通学時には小学生などの歩行者と自転車が歩道で接触しそうになる場合があるため、交通安全の注意喚起に努めてほしいとの意見がありました。

次に、議案第15号 令和6年度まんのう町下水道事業会計補正予算（案）第1号につ

いて、まんのう町公共下水道マンホールポンプ維持管理業務と長炭中部クリーンセンター汚水処理施設維持管理業務において債務負担行為の説明があり、次年度の維持管理業務を委託するための措置であるとの説明がありましたが、委員より、特に質疑等はありませんでした。

以上が、議案審査の主な質疑や答弁の報告です。

なお、いずれも討論はありませんでした。

それでは、付託されました案件について、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第8号 まんのう町道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法に関する条例の一部改正について、全会一致で可。議案第15号 令和6年度まんのう町下水道事業会計補正予算（案）第1号、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告とさせていただきます。

最後に、閉会中の継続調査を議長に申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、建設経済常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

日程第5 付託案件の委員長報告（総務常任委員長）

○大西樹議長 日程第5、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、常包恵君。

○常包恵総務常任委員長 総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る12月11日、全員協議会室におきまして、委員全員、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長、執行部出席の下、総務常任委員会を公開にて開催いたしました。

初めに、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長より、議案第11号 令和6年度まんのう町一般会計補正予算（案）第4号の所管部分の質疑内容の報告がありました。この報告はタブレットの委員長報告に入れておりますので、よろしく申し上げます。

12月定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第2号、議案第11号の2件であります。

執行部より詳細な説明があり、審査を行いましたので、御報告申し上げます。

まず、議案第2号 まんのう町課設置条例の一部改正については、来年4月に予定している機構改革に伴い、総務課の交通安全に関する事務を地域公共交通計画事務を所管する企画政策課に移管することにより、条例の一部を改正するものである。具体的には、高

齡の運転免許返納者は2階の総務課で免許返納の申請を行い、3階の企画政策課で「あいあいタクシー」1年間無料の手続をする必要があったが、今回の改正により、企画政策課窓口でワンストップ申請となる。ほかに移管する主なものは、交通安全母の会事務、交通指導員関係事務、毎月5日と20日の早朝巡回、交通安全協会補助金事務、チャイルドシート補助金事務などであるとの説明がありました。

委員より、交通計画、交通体系を立てる企画政策課と道路を建設する建設土地改良課とどのように業務の連携がされているかとの質疑があり、執行部より、地域公共交通計画策定に係る協議会に国、県、JR、琴電からも委員として参加いただいております、また、建設土地改良課長も委員として参画しているので、まずは協議会の中で議論いただきたいと考えているとの答弁がありました。

委員より、交差点改良や歩道設置などの住民要望に対応する現地診断も移管事務に含まれるのかとの質疑があり、執行部より、移管事務に含まれ、建設土地改良課と連携して進めるとの答弁がありました。

次に、議案第11号 まんのう町一般会計補正予算（案）第4号では、教育民生常任委員会、建設経済常任委員会における主な質疑も含めて報告いたします。

委員より、現時点での町税収入の見込みについて質疑があり、執行部より、町民税は定額減税により減収すると思われるが、その他は前年度並みの見込みであるとの答弁がありました。

委員より、給食の材料価格が高騰し、予算不足が見込まれるため、賄材料費を増額しているが、給食運営の今後の見通しについて質疑があり、執行部より、物価が高騰しているが、地元生産者の協力により運営に支障は出ていないとの答弁がありました。

委員より、新4年生に配布するヘルメットについて質疑があり、執行部より、従来は総務課の所管であったが、事務の効率化から学校教育課へ所管替えしたものである。また、本年より通気性のよいスポーツタイプに変更し、サイズも選択できるようになったとの答弁がありました。

委員より、道路維持管理費の増額理由について質疑があり、執行部より、今年度は豪雨や平均気温が平年と比べて高いなどの異常気象が続き、例年以上に草刈りなどの作業が発生したことと、シルバーの会員など、草刈り業務に従事する作業員が減少したことが要因と考えられるとの答弁がありました。

以上が、議案審査の主な質疑や答弁の報告です。

なお、いずれも討論はありませんでした。

それでは、付託されました案件について、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第2号 まんのう町課設置条例の一部改正について、全会一致で可。議案第11号令和6年度まんのう町一般会計補正予算（案）第4号、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告とさせていただきます。

最後に、閉会中の継続調査を議長に申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

日程第6 議案第2号 まんのう町課設置条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第6、議案第2号 まんのう町課設置条例の一部改正についての件を議題とします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第2号 まんのう町課設置条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第8号 まんのう町道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法に関する条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第7、議案第8号 まんのう町道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第8号 まんのう町道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 9 号 まんのう町公民館条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第 8、議案第 9 号 まんのう町公民館条例の一部改正についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第 9 号 まんのう町公民館条例の一部改正について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 11 号 令和 6 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 4 号

○大西樹議長 日程第 9、議案第 11 号 令和 6 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 4 号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第 11 号 令和 6 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 4 号、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 12 号 令和 6 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第 1 号

○大西樹議長 日程第 10、議案第 12 号 令和 6 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第 1 号の件を議題とします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

6番、竹林議員に申し上げます。

討論する場合は、冒頭に賛成か反対か明確にして、続いてその理由を明確にしてくださいと思います。

6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 議案の提案の後、町長からまんのう町国民健康保険第3期データヘルス計画、第4期特定健診等実施計画、これにおいて、国保運営の実績トレースを行うと、こういう説明がありました。これに対して、教育民生常任委員長からお答えをもらいたいです。これを執行部と我々一緒になって、亡国の社会保障国家とならないように方策を一緒に研究することをやっていただく方向なのかどうか、これを伺って、賛成、反対の態度を決めたいと思います。いかがでしょうか。

○大西樹議長 6番、竹林議員に申し上げます。

結局、委員会では可決ということなんで、それに対する竹林さんが発言するのは反対しかないと思うんですけど、どっちかいうのはちょっと困ります。

○竹林昌秀議員 運用方向を伺って、態度を決めたいということであり。一言言っていたらいいんです。

○大西樹議長 先ほども言いましたけど、ルール上、賛成か反対かの話でありますんで、発言は控えていただきたいと思います。

6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 議事の運営については、議長の統制に従います。

町長からデータヘルス計画、そしてあとの2つの議案に対しても見える化システム、これでPDCA。

○大西樹議長 6番、竹林議員に申し上げます。

発言をやめてください。先ほども言ったように、ルールに従ってください。お願いします。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

先ほど討論がありましたので、これより、議案第12号 令和6年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1号の件を起立によって採決します。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○大西樹議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第13号 令和6年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第1号

○大西樹議長 日程第11、議案第13号 令和6年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第1号の件を議題とします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第13号 令和6年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第1号、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第14号 令和6年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号

○大西樹議長 日程第12、議案第14号 令和6年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号の件を議題とします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第14号 令和6年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第15号 令和6年度まんのう町下水道事業会計補正予算（案）第1号

○大西樹議長 日程第13、議案第15号 令和6年度まんのう町下水道事業会計補正予算（案）第1号の件を議題とします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第15号 令和6年度まんのう町下水道事業会計補正予算（案）第1号、
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決すること
に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 閉会中の継続調査について

○大西樹議長 日程第14、閉会中の継続調査についての件を議題とします。

各常任委員長より所管事務の調査を行うため、また、議会運営委員長より議会運営を効
率的かつ円滑に行うために閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査を行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査を行うことと決定い
たしました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審査は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、令和6年第4回まんのう町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時04分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年12月17日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員